

浄水場発生土の放射性物質濃度の測定結果について

平成28年11月8日
神奈川県内広域水道企業団

浄水場発生土^{注)}の放射性物質濃度測定結果

神奈川県内広域水道企業団では、福島第一原子力発電所における放射性物質漏洩事故以来、水道水中の放射性物質の測定を行ってきましたが、加えて浄水場発生土の放射性物質濃度の測定を実施しましたので、測定結果を以下のとおりお知らせします。

また、放射性物質が検出された浄水場発生土の当面の取扱いについて、平成23年6月16日付け厚生労働省通知

「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fs28.html>

に基づき対応しております。

なお、水道水中の放射性物質については、平成23年3月25日以降、いずれの浄水場からも検出されませんでしたので、当企業団が供給する水道水の安全性に問題はありません。

○ 試料採取日 平成28年11月1日(火)

単位：Bq/kg

検査項目		西長沢 浄水場	相模原 浄水場	伊勢原 浄水場	綾瀬 浄水場
放射性物質	放射性セシウム	12	14	不検出 (セシウム134: 検出限界値7) (セシウム137: 検出限界値8)	22
	ヨウ素 (I131)	不検出 (検出限界値5)	不検出 (検出限界値6)	不検出 (検出限界値7)	不検出 (検出限界値6)

※放射性セシウム：セシウム-134 とセシウム-137 の合計値

【今後の測定について】

今後も測定を継続し、結果をホームページに掲載します。

注) 浄水場発生土とは

浄水場では、河川から取水した原水に含まれる濁りなどの不純物を取り除くために、凝集剤を注入し、沈でん池において、凝集沈殿させます。この凝集沈殿した泥状のものを脱水や乾燥したものが浄水場発生土となります。